

【ディスポーザ排水処理槽を設置される方へ】

# ディスポーザ排水処理システムの取扱手引 (事業者用)

川崎市環境局

## 1 はじめに

この手引は、川崎市の下水道処理区域内において、「川崎市ディスポーザの取扱いに関する要領（平成27年上下水道局要領。以下「ディスポーザ要領」という。）第2条第1号に規定するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ）（以下「システム」という。）のうち、同条第2号に規定する生物処理タイプについて、第6条第4号に基づく汚泥の引き抜き等環境局に関する事項を定めるものとする。

## 2 事前協議

システムを設置しようとする者は、ディスポーザ要領に基づく排水設備等の計画確認申請前に、「公共下水道への接続に関する事前協議議事録」（以下「議事録」という。）の副本に次の書類を添付して環境局の所管生活環境事業所（以下「所管生活環境事業所」という。）に提出し、協議を行わなければならない。

なお、所管生活環境事業所での事前協議は、上下水道局下水道部管路保全課※で事前協議した後とする。事前協議で許可を得ていないシステムの設置は認められない。

※上下水道局下水道部管路保全課：電話：044-200-3558

(1) 事前協議先

事前に所管生活環境事業所に連絡し、協議日時を調整すること。

システム設置区	所管生活環境事業所
川崎区・幸区・中原区	川崎生活環境事業所 電話044-266-5747 川崎区塩浜4丁目11番9号（最寄り駅：小島新田駅）
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	宮前生活環境事業所 電話044-866-9131 宮前区宮崎172番地（最寄り駅：宮崎台駅）

(2) 添付書類

次の書類を議事録に添付し、事前協議時に所管生活環境事業所に提出すること。

ア 案内図及び付近見取図

イ 配置図（(ア)から(オ)を図示すること）

(ア) 車両停車位置（原則最低2台）

原則大型車両（1回の収集量が6kL以内であれば、中型車で収集可能）

車両1台の大きさ・総重量目安

車種	最大重量（t）	幅（mm）	長さ（mm）	高さ（mm）
大型車	20	2500	9400	3000
中型車	8	2200	6000	2500

- (イ) 車両停車位置からディスポーザ排水処理槽の設置場所までの経路及び長さ } 2(3)参照  
(ウ) 散水栓の位置 }  
(エ) ディスポーザ排水処理槽の設置場所 } 2(4)参照  
(オ) 給排水配管系統図

ウ ディスポーザの構造図等

(ア) 処理槽の構造図（平面図、断面図）

(イ) 各槽の容量、メーカー、型番、設計人口、性能

エ 認定書の写しまたは適合評価書の写し

建築基準法第38条に基づき平成10年から始めた旧建設大臣認定を受けたディスポーザ排水システムの認定書（この大臣認定制度は平成12年6月1日に施行された改正建築基準法では廃止された。）

公益社団法人日本下水道協会が平成13年に作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」又は平成16年に改訂された「同性能基準(案)」に基づき、評価機関による適合評価を受けたものの適合評価書

### (3) 車両進入路、停車位置及び作業用ホースの経路の確保

車両進入経路及び停車位置において、汚泥引き抜き作業に支障をきたさないよう、次の対策を講じること。

- ア 車両が処理槽に横付けできるよう、車両の進入路と停車位置を確保すること。なお、進入路が確保できない場合には、車両停車位置から処理槽の底部までの汚泥引き抜き経路の距離について、垂直方向6 m以内を含めて総距離30 m以内とすること。
- イ 車両停車位置は、最低2車分のスペースを確保すること。（要確認！）
- ウ 車両停車位置及び作業用ホースの経路は、安全上、作業中に車や人が通行しないように制限できる場所にする。また、作業用ホースの経路において、人の通行に支障をきたす構造は認められない（例：壁面に空けた狭い穴を通り抜けて引き抜き場所に向かうような構造。）。
- エ 車両停車位置から処理槽の間に汚泥引き抜き用配管を設置する場合には、以下のとおりとすること。
  - (ア) 配管の径は、65 Aとすること。
  - (イ) 配管の汚泥排出口に、所管の生活環境事業所の車両の作業用ホースと接続できるジョイントを設けること。
  - (ウ) 配管の汚泥吸込口に、処理槽の底部まで届く長さの作業用ホースを設置すること。（吸込み口側の機器類の操作は維持管理業者対応になる）

### (4) 処理槽の設置場所等

- ア 処理槽の設置場所は、保守点検及び汚泥の引き抜きに支障のない場所とし、十分な広さを確保すること。また、汚泥の引き抜き等に必要の水栓等を処理槽の近くに設けること。
- イ やむを得ず、処理槽を地下室等に設置する場合には、次のとおりとすること。
  - (ア) 処理槽のマンホールと同じ高さに歩廊を設置し、転落防止柵を設けること。また、作業空間は、有効高さ(A)を2.0 m以上にすること。【別紙参照】
  - (イ) 地下室等に降りるための階段を設けること。階段が設けられない場合は、サル梯子を設置すること。ただし、サル梯子の場合は、墜落事故防止措置を講ずること。なお、階段又はサル梯子は、歩廊に連結されていること。【別紙参照】
  - (ウ) 室内には、十分な照明設備を設けること。
  - (エ) 投光器等を使用するための100 Vコンセントを処理槽付近に設けること。設置場所は、二重スラブ外でも可とする。
  - (オ) 十分な換気ができる換気設備を設置すること。設置基準については、酸素欠乏症等防止規則に準ずること。

### 3 変更の届出

- (1) 事前協議終了後、次の事項に変更があるときは、変更部分にかかる図書を所管生活環境事業所に提出し、変更協議を行わなければならない。変更協議で許可を得ていないシステムの設置は認められない。
  - ア 処理槽の設置場所、車両の停車位置又は作業用ホースの経路
  - イ 処理槽のメーカー、型番又は容量
  - ウ その他汚泥の引き抜き作業に影響を及ぼす恐れのある事項
- (2) 事前協議終了後、処理槽の設置を中止した場合は、その旨を所管生活環境事業所に届け出ること。

### 4 設置後の確認

川崎市下水道条例に基づく工事完了の届出により、上下水道局で実施する検査に合格した後、環境局で処理槽の設置場所及び処理槽に付帯する設備等の確認をする場合には、管理者に立会いをお願いする。

### 5 汚泥の引き抜き

処理槽から発生する汚泥の引き抜きは、市で行う。次に係る事項を遵守すること。

- (1) 汚泥の引き抜きは、所管生活環境事業所に申し込むこと。
- (2) 汚泥の引き抜き時には、維持管理業者による立会い及び作業現場の安全確保を行うこと。
- (3) 現場が酸素欠乏危険作業場所である場合、維持管理業者が酸素濃度の測定を行うものとする。
- (4) 車両停車位置から処理槽の間に汚泥引き抜き用配管を設置し、排出口にホースを接続して吸引する場合には、汚泥引き抜き用配管の汚泥吸込口側の機器類の操作及び引き抜き前準備作業は維持管理業者が対応すること。  
(汚泥引き抜き用配管については、2(3)エを満たすこと)

### 6 その他

- (1) 建物を取り壊す等により処理槽の使用を廃止したときは、その旨を所管の生活環境事業所に届け出ること。
- (2) その他必要と思われることは、所管生活環境事業所と協議すること。
- (3) システムは維持管理業者による保守点検を実施すること。

附則

(施行期日)

この手引は、平成19年11月29日から施行する。

(施行期日)

この手引は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この手引は、平成26年3月1日から施行する。

(施行期日)

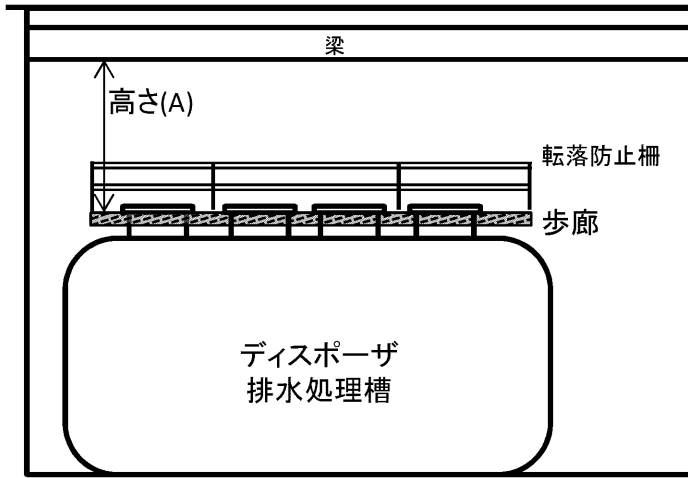
この手引は、平成26年12月1日から施行する。

(施行期日)

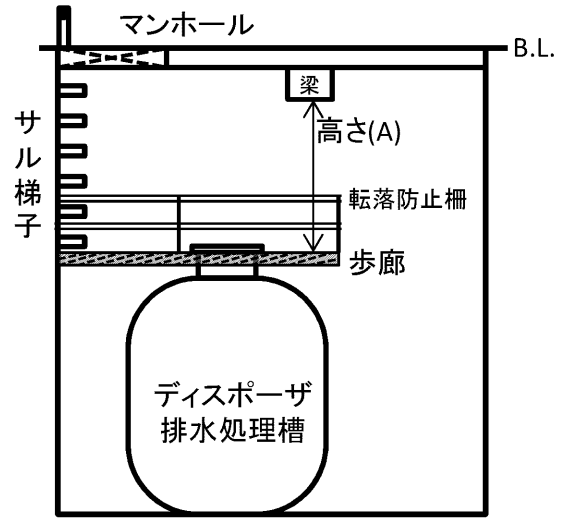
この手引は、平成31年4月1日から施行する。

# 別紙:地下室・歩廊・サル梯子設置の場合のモデル図

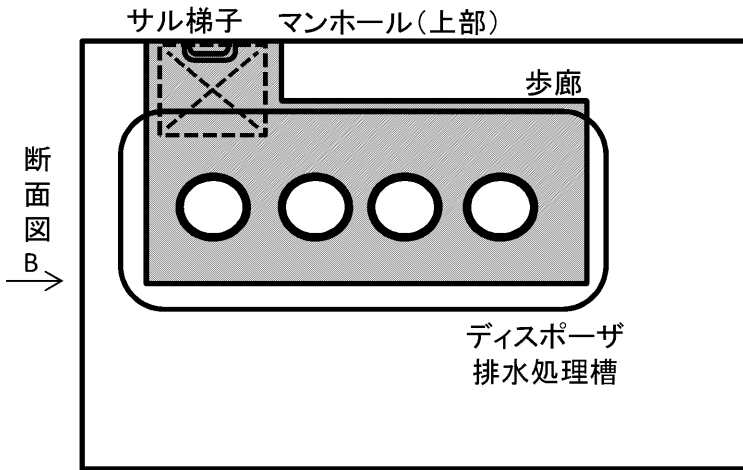
折り畳み手摺



断面図A



断面図B

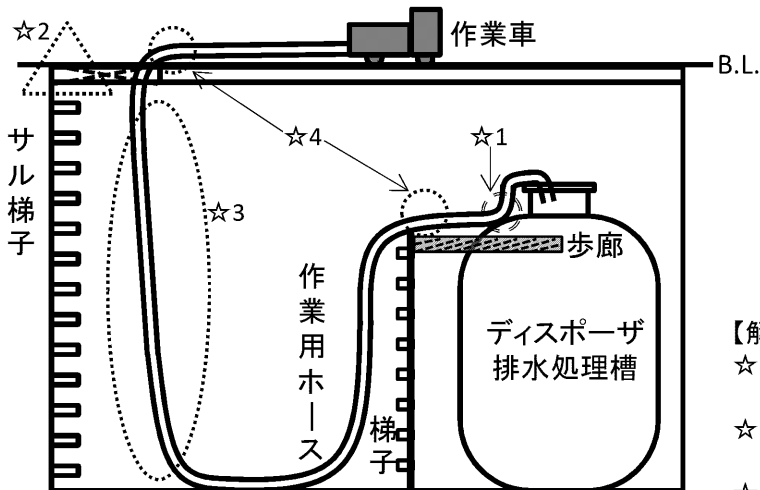


平面図

↑ 断面図A



折り畳み手摺サンプル写真



【協議で設置が認められない例】  
断面図

【解説】

- ☆1 処理槽のマンホールと同じ高さに歩廊がない。足場が曲面上になり、転倒危険。
- ☆2 折り畳み手摺がない。降下時に手の掴み所がなく、転落危険。
- ☆3,4 サル梯子が歩廊に連結されておらず、高低差大。吸い上がらない。ホース内重くなる分、操作危険。